



2020年3月25日
アスモ少額短期保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」に関するご契約の特別措置について

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症」に関するご契約の特別措置につきまして、下記の通りご案内いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

【適用対象者】

- ・当該感染症による影響を受けた保険契約者

2. 保険金の簡易迅速なお支払

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

【適用対象者】

- ・被保険者が当該感染症に罹患したことにより、保険金・入院給付金の支払請求を行うこととなった保険金・入院給付金請求者

＜お問い合わせ窓口＞

アスモ少額短期保険株式会社

契約サービスチーム

電話：0120-53-2610（平日10:00～18:00）